

# 国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院における 「遺体搬送等業務」の公募の公示

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院は、平成30年12月からの当病院内における「遺体搬送等業務」を公募することとしますので、希望する者は次のとおり「遺体搬送等業務申請書」を提出願います。

平成 30年 10月 1日

国立研究開発法人  
国立国際医療研究センター病院  
病院長 大西 真

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院における遺体搬送等業務。

### (2) 運営内容

運営者は、病院長が指定する内容に則り、遺体搬送等業務の運営の全般を実施する。

### (3) 運営許可期間

平成30年12月1日～平成34年11月30日

## 2. 選定基準

### (1) 遺体搬送等業務選定基準

- 1 会社として商業登記され、且つ会社の目的に葬祭業務が記載されていること。また、病院遺体搬送等業務の実務実績5年が最低条件である。
- 2 本店、支店又は営業所が病院からの呼出に対して30分以内に到着できることが最低条件。また、遺体搬送等業務においては24時間かつ2名以上で対応可能であること。
- 3 業務履行にあたり、年中無休・24時間対応できること。
- 4 法人税、消費税等、適切に納税を行っていること。
- 5 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- 6 一般貨物自動車運送事業経営許可又は運送業務提携許可を受諾していること。
- 7 特定機能病院もしくは救命救急センターを有する病院において遺体搬送業務の実績があること(直近3年以内の実績)。
- 8 当該業務活動に関係関連する料金等について、明確明瞭であること。
- 9 知事等に許可された組合等に加入していること。
- 10(i) ISO9001の認定取得等、品質(サービス)向上のための取組みを行っていること。
- 10(ii) JECIA等の第三者機関等から認定されていること。  
※10(i)、10(ii)のうち、1項目以上該当すること
- 11 マナー・礼儀作法等、ご家族等の対応にふさわしいこと。
- 12 万が一、病院の遺体安置室等が使用できない場合に担当業者の施設でご遺体を保管できること。
- 13 所定の申請用紙に必要事項を記入して提出すること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 財務経理部 医事管理課 医事室

電話 03-3202-7181(内線2082)

### (2) 申込書の交付期間及び場所

① 交付期間 平成30年10月1日(月)～平成30年10月15日(月)

時間帯は8時30分～17時15分とする

ただし、土日祝日は交付しない

② 交付場所 (1)担当部署に同じ

③ 別紙申込書に提出書類を記載

### (3) 遺体搬送等業務申請書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 平成30年10月15日(月) 17時15分まで(必着)

② 提出場所及び方法 (1)に同じ 持参又は郵送

## 4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は遺体搬送等業務申請書は無効

(2) 遺体搬送等業務申請書のヒヤリング……必要に応じて実施

(3) 関連情報を入手するための窓口……上記3(1)に同じ

(4) 提出書類の詳細は、別紙「葬祭業者業務申込資格」による